

議案第 36 号

下水道関係事業の取扱いについて

下水道関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 下水道事業は、宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。
- 2 下水道全体計画は、合併後 3 年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。
- 3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。
- 4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後 3 年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。
- 5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3 ～ 5 年で段階的に調整する。
- 6 下水道受益者負担金及び分担金は、宇都宮市の料金制度に統一する。ただし、合併時までには賦課公示しているものは、現行どおりとする。

項 目	下水道関係事業の取扱い				所管専門部会名	水道・下水道専門部会
調整の方向性	<p>1 下水道事業は、宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。</p> <p>2 下水道全体計画は、合併後3年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。</p> <p>3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。</p> <p>4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後3年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。</p> <p>5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。</p> <p>6 下水道受益者負担金及び分担金は、宇都宮市の料金制度に統一する。ただし、合併時までに賦課公示しているものは、現行どおりとする。</p>					
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応						
区 分	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
1 地方公営企業法の適用						
・法適用	全部適用	非適用	非適用	非適用		
・会計区分	企業会計	特別会計	特別会計	特別会計		
2 下水道全体計画						
・計画面積	8,978ha	724.4 ha	355 ha	728 ha		
・計画人口	461,400 人	25,500 人	8,500 人	38,600 人		
3 下水道事業認可						
・認可面積	8,825 ha	618.4 ha	148.0 ha	423.7 ha		
・処理人口	412,360 人	17,000 人	3,740 人	26,430 人		
4 公共下水道の整備						
・認可面積	8,825 ha	618.4 ha	148.0 ha	423.7 ha		
・整備率	90.4%	63.6%	15.5%	40.1%		

区 分	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
5 下水道使用料					
・使用料(月 10m ³)	1,100 円	1,000 円	試算検討中	900 円	
・使用料(月 20m ³)	2,450 円	2,000 円		1,950 円	
・使用料(月 30m ³)	4,050 円	3,000 円		3,150 円	
・徴収月	隔月	毎月		隔月	
6 下水道受益者負担金・ 分担金					
・負担金	82 ~ 297 円/m ²	300 円/m ²	試算検討中	300 円/m ²	
・分担金	264 ~ 328 円/m ²	30 万円/件		30 万円/件	

下水道関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア さいたま市の例(平成13年5月1日合併 新設 3市)

下水道事業については、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。

イ 廿日市市の例(平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村)

- 1 下水道使用料については、現行のとおりとし、合併後、料金体系や算定条件等の整理を行い、統一化の検討をする。
- 2 受益者負担金、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとする。
- 3 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金は、廿日市市の例による。

ウ 静岡市の例(平成15年4月1日合併 新設 2市)

下水道事業については、合併後、当分の間、現行のとおりとし、新市における下水道事業計画を合併後速やかに策定し、新市の料金体系等を検討するものとする。

エ 前橋市の例(平成16年12月5日合併予定 編入 1市1町2村)

- 1 下水道使用料については、前橋市の制度に統一する。
- 2 受益者負担金及び分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

オ 秋田市の例(平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町)

下水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、下水道の使用料、受益者負担金および分担金については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。
なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

- 2 受益者負担金および分担金については、平成18年度から秋田市の負担金の額および分担金の額に統一する。
なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。